

健康保険被保険者証の発行が終了します

令和6年12月2日以降、現行の国民健康保険被保険者証の発行は終了し、マイナンバーカードによる受診（マイナ保険証）を基本とした仕組みに移行します。

今後の対応について、ご自身の状況に応じ「はい」か「いいえ」でお答えいただき矢印に沿って進んでください。日出町国保以外の保険に加入の方は、現在加入している健康保険へお問い合わせください。

現在日出町国保に加入中の人

はい いいえ

① 保険証の有効期限まで日出町国保に加入している予定ですか？

はい

有効期限までは現行の保険証をお使いいただけます

いいえ

有効期限までは現行の保険証をお使いいただけますが、その後の対応については加入する健康保険へお問い合わせください

有効期限は令和7年7月31日ですか？

はい

いいえ

②

マイナ保険証をお持ちの人

マイナ保険証をお使いください
資格情報のお知らせを交付します
※資格情報のお知らせとは、ご自身の資格情報を簡易に把握するためのA4サイズのお知らせです。**資格情報のお知らせでは受診できません。**

資格情報のお知らせ

大切に保管してください

マイナ保険証をお持ちでない人

資格確認書（有効期限が令和8年7月31日までのもの）を交付します
医療機関等に提示し受診してください
※資格確認書とは、保険証の代わりとして使用できるカードです。現行の保険証と同じサイズとなります。



資格確認書

マイナ保険証には有効期限はありませんが、健康保険が変わる際には引き続き届出が必要です（加入・脱退）

有効期限が令和6年12月1日以前の人

マイナ保険証の有無にかかわらず、下記のとおり保険証が交付されます

75歳になる人

後期高齢者医療広域連合からお誕生日までに、令和7年7月31日まで有効な保険証が交付されます

70歳になる人

国保から、お誕生日の翌月から令和7年7月31日まで有効な保険証が交付されます

その他の人

国保へ個別にご相談下さい

※上記いずれの場合も、令和7年8月1日以降の対応については②と同様です

有効期限が令和6年12月2日以降の人

新しく保険証は発行されず、有効期限以降は、②と同様の対応となります

(注) 令和6年12月2日以降は、現行の保険証の紛失・破損等による再発行が一切できなくなります。取扱いには十分にご注意ください。

日出町国保に加入予定の人

はい

日出町国保の加入届出日は令和6年12月2日までですか？

いいえ

加入時に保険証を交付します。それ以降の対応については、①から質問にお答えいただき矢印に沿って進んでください

加入時に現行の保険証は発行されません。②の令和7年8月1日以降と同様の対応となります